

こども宅食応援団からの寄付品に関するご案内

- 地元での寄付が充分に充実している場合には、本手続きは不要です。
 - 一旦手続きを保留頂いたうえで、不足がちになられたタイミングから手続きを進めて頂くことも勿論結構です。
- こども宅食応援団では、ご家庭への訪問および対話の補助を目的として加盟団体の方に寄付品を不定期にお配りすることがあります。
 - 紹介目的ではない点、ご留意下さい。あくまでも「こども宅食」事業として、ご家庭との接点づくりや関係性構築の進展を目指しております。
 - ご家庭からの過剰な期待が生まれないよう、ご家庭の様子や平時の活動とのバランスを勘案頂き、弊会からのご案内時に、当該寄付品の提供を受けるか、都度ご判断されることもお勧め致します。
- 寄付品は原則「こども宅食」ご利用家庭にお渡し下さい。
 - 子ども食堂事業、フードパンtry事業など複数の事業を実施されている場合、余剰が出た際に他事業でも活用頂くことを止めるものではありません。可能な限り、貴法人のこども宅食事業に活用(あるいは貴法人が他団体のこども宅食事業を補助するために活用)頂いたうえで、その他事業に転用頂くようお願い申し上げます。
- 寄付者様の意思や事務局のオペレーションの制約上、一律配布や応募/抽選プロセスなく、一部の方への限定案内となる寄付品もあることをご承知おきください。
 - こども宅食応援団に加盟している団体であれば等しく寄付品を貰える、という仕組みではございません。当たるも八卦当たらぬも八卦というお気持ちで頂けますと大変幸いです。
- こども宅食応援団からの寄付品配布は、関連団体である「認定NPO法人フローレンス」との二者合同事業として行っております。寄付品の法的な譲渡関係は「フローレンスから貴法人」です。寄付品に関する事務(案内・連絡)はこども宅食応援団から行います。
 - 広報やHPに掲載頂く際には、便宜的に「こども宅食応援団からの寄付品」という表現を使って頂いて結構です。
- 以上の点に了解を頂けましたら、「認定NPO法人フローレンス」との寄付覚書を締結下さい。URLより覚書をダウンロードのうえ、譲渡条件を改めてご確認下さい。

https://hiromare-takushoku.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/wFlorence_Kifu_Oboegaki.pdf

- 2部印刷のうえ、1枚目 冒頭「法人の正式名称」と3枚目 最下段 に「法人 住所」「法人の正式名称」「捺印者名」を記載下さい。押印 願います。
- 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1丁目14-1 KDX神保町ビル 認定NPO
法人フローレンス こども宅食応援団事務局 気付 に送付下さい。
- 後日、1部返送されますので保管下さい。初回の寄付品の配布は、この手続き完了後となります。